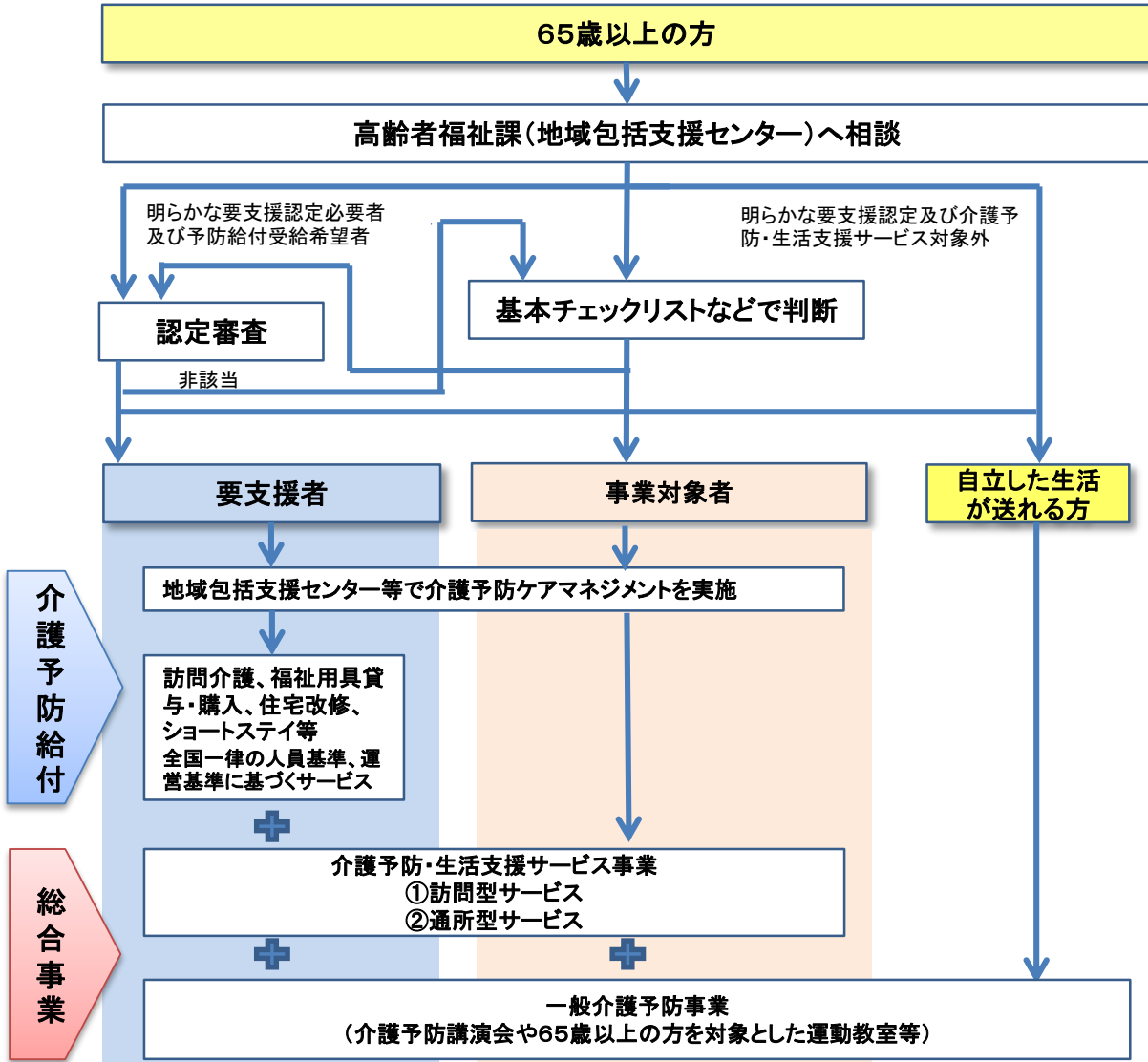


「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が始まります

八街市では、4月から要支援認定を受けた方が利用する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)の2つのサービスを全国一律の基準に基づくサービスから、八街市が実施する総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。

サービスの流れ

サービスの利用にあたっては、基本チェックリストを実施する等の手続きが必要です。地域包括支援センターでケアプランを作成し、サービスを利用することになります。



よくある質問

Q1 介護予防・日常生活支援総合事業を実施すると何が変わりますか？

A1 要支援認定を受けた方でホームヘルプサービス、デイサービスのみを利用している方は、認定審査の更新手続きを省略し、基本チェックリストを実施することで事業対象者になり得ます。

Q2 事業対象者はどのようにサービスを利用するのですか？

A2 地域包括支援センターの担当者と相談の上、ケアプランを作成し、サービスを利用することになります。

Q3 要支援1~2の方(第2号被保険者(40歳~64歳)も含む)はこれまでどおりサービスは利用できますか？

A3 要支援認定を受けた方が利用していたホームヘルプサービスとデイサービスは総合事業へ移行しますが、今までと同様のサービスが提供されます。訪問看護、ショートステイ、福祉用具の貸与等の在宅サービスについては、今までと変わらず介護予防給付により利用できます。

Q4 要介護1~5の方は何か変わりますか？

A4 要介護認定手続きやサービスの利用に変更はありません。身体状況に合わせて一般介護予防事業の利用が可能です。